

令和8年度【キャリアリターン】

岸和田市職員採用選考案内

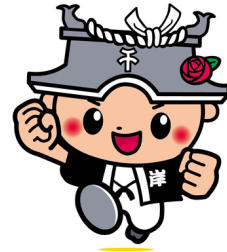
職員採用ホームページ



【事務職（上級）】

【土木職】

【保育士】



岸和田市では、職員の多様で柔軟な働き方の推進、職務経験が豊富な職員の確保のため、過去に岸和田市職員として一定期間の勤務実績があり、退職後にさまざまな経験、知識、スキルなどを身につけた人や、退職前の経験を活かせる人を対象とした再採用選考（キャリア・リターン制度）を実施します。

1. 選考予定職種・受験資格

下記の職種で職員として募集します。

職種	受験資格
事務職（上級）	次の（１）から（３）の条件をすべて満たす人 （１）岸和田市職員（任用期間に定めのない常勤職員に限る）として、３年以上の経験（休業・休職期間を除く）がある人 ※応募認定退職者制度により退職した人は、本選考の対象外です。 （２）昭和４０年（１９６５年）４月２日以降に生まれた人 （３）採用予定日時点で、本市を離職後１０年以内である人
土木職	
保育士	

その他注意事項

- 地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 岸和田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- どの職種とも、変則勤務が可能な人に限ります。
- 受験に際して心身の障害のために何らかの措置を希望する場合は、申込の際に申し出てください。
- 日本国籍を有しない方については、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務が制限されます。

2. 選考日時・会場・選考内容など

【事務職（上級）】【土木職】【保育士】

申込フォーム



選考内容	日 時	会 場
◆再採用選考申込書 ◆個人面接 ◆在職時の勤務成績	原則、申込時に記入した面接希望日時に実施します ※人事課から日時調整の連絡をします	市の指定する場所

☆合否結果は受験者に通知します。

3. 受験手続

(1) 受験申込・問合せ先

専用システムによる申込とします。郵送や持参での申込受付はしません。

【問合せ先】岸和田市岸城町7-1 (〒596-8510)

岸和田市役所 総務部 人事課 (電話 072-423-9412)

(2) 受付期間

令和8年5月1日から随時受付

※ただし、必要人数が確保できた等の理由で募集を終了することがあります。

(3) 申込方法

申込方法	
事前準備	① パソコンまたはスマートフォン端末を準備し、メールアドレスの送受信ができる環境であること ※「 jinji@city.kishiwada.lg.jp 」と「 no-reply@logoform.jp 」のアドレスから送付されるメールを受信できるように設定しておいてください。 ※端末でPDFファイルが読めるか確認しておいてください。 ② 顔写真のデータを準備 ※上半身、脱帽、正面向きで、半年以内に撮影したもの ※縦4cm×横3cmのサイズ(最大2MBまで)、登録可能なデータ形式は「.jpg」「.jpeg」「.png」
申込手順	① 岸和田市ホームページから申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前に新規アカウント登録してください。 ② 登録したメールアドレスにアカウント登録が完了したメールが届きます。URLにログインして、マイページで申込フォームに必要事項を入力してください。 ③ 申込完了メールが届けば、入力完了です。(申込完了から約3営業日かかります。)

④ 試験当日は、顔写真のついた身分証明書（マイナンバーカードなど）を試験会場に必ず持参してください。

(4) 注意事項

- ① 受付期間中は、24 時間いつでも申込ができますが、システムのメンテナンス、障害発生時など、事前の通知を行うことなく、本システムの運用を停止することがあります。このために生じた、申込の遅延には一切の責任は負いません。
- ② サーバーが混み合うことなどにより申込に時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
- ③ 申込内容に不備があれば修正を依頼します。対応をお願いします。

4. 待遇・その他

- ① 採用時期 令和9年4月1日（予定）
※ただし、合格者と協議のうえ、令和8年度中の採用となる可能性があります。
- ② 職 階 職員については、退職時の職階に応じて、次のとおりとします。

退職時の職階	再採用時の職階
主査以上	主査
主任以下	退職時の職階

- ③ 給 料 市条例により支給します。
※初任給は、従前の退職時の給料月額、等級及び号級を基礎として決定します。また、退職後から再採用までの間の経歴等により加算される場合があります。
※上記のほか、諸手当（扶養手当、通勤手当、時間外手当等）を支給します。
- ④ 勤務時間 原則、午前9時～午後5時30分（休憩時間：45分）です。
※勤務場所によって異なる場合があります。
- ⑤ 採用後、6箇月は条件付任用であり、この期間に良好な成績で勤務した時に正式任用となります。
- ⑥ 受験資格がない者及び申込内容の記載が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。